

宮崎市会計年度任用職員（週15時間以内）

登録申込案内【観察保育士】

宮崎市子ども未来部親子保健課

宮崎市親子保健課では、会計年度任用職員として勤務していただける方を募集しています。この制度は、あらかじめ会計年度任用職員（観察保育士）候補者として登録していただき、必要に応じて登録者の中から親子保健課において選考し、会計年度任用職員（観察保育士）として任用するものです。

そのため、登録を行っても必ずしも任用されるものではありませんのでご了承ください。

1 申込み方法

以下の提出書類を「10. 問い合わせ及び提出先」に記載のある提出先に持参又は郵送で提出してください。持参する際は事前に親子保健課まで電話でご連絡ください。③は①に記載の二次元バーコード又は宮崎市ホームページからアクセスしてWEBにて提出してください。

なお、市から申込みが完了した旨のお知らせは行いません。

- 【提出書類】 ①会計年度任用職員（週15時間以下）登録申込書
②申込区分（職種）の免許や資格の写し
③従事意向調査（※WEBでの提出）

2 申込み受付期間

申込みは随時受け付けています。

ただし、4月からの勤務を希望される方は1月末までに申込みください。

3 登録募集職種

職種	主な業務内容
観察保育士	・乳幼児発達相談：発達に応じた遊びの講話や関わり方のアドバイス等を行う。 ・幼児集団健康診査：児の行動を観察し、保護者に児への関わり方へのアドバイス等を行う。 ・つぐみ交流会：低出生体重児特有の発達に応じた遊びの講話や関わり方のアドバイス等を行う。

4 応募資格

以下の要件をすべて満たす人

①保育士免許を有する人（保育士名簿に登録している人）、または幼稚園教諭免許を有する人で、発達障がい児（疑い含む）を専門的に保育する施設等に勤務経験のある人。

②次のいずれにも該当しない方

- ア 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- イ 宮崎市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- ウ 日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

5 選考内容

申込受付後、登録申込書に基づいて面接を行います。面接日時は親子保健課より個別に連絡します。面接が終了した方を候補者名簿に登載し、任用の必要性が生じた場合、親子保健課において候補者名簿の中から人選を行い、任用期間等をお伝えします。

6 名簿搭載期間

登録日～令和10年3月31日

※期間内に登録の削除を希望する場合には、親子保健課までご連絡ください。

7 任用期間

任用期間は、令和7年4月1日以降の原則1会計年度（4月1日から翌年3月31日まで）で任用します。具体的には、事業の内容により異なるため、任用前に調整の上、決定します。

なお、任用後1ヶ月間は条件付採用期間です。

8 雇用条件等

雇用条件等については、下記のとおりです。

給与	時給 2,000円（令和6年4月1日現在）
諸手当	通勤手当は、通勤距離・勤務日数に応じて支給されます。
勤務形態	原則、週15時間以下とし、勤務日は月曜日から金曜日まで（祝日を除く）のうち親子保健課が指定する幼児集団健康診査等の実施日です。 勤務時間は8時30分から17時15分までのうち一日3～4時間程度です。
勤務場所	親子保健課が指定する会場 市保健所・中央保健センター 等
駐車場	ありません。会場近くの有料駐車場をご利用ください。
年次有給休暇	1年間の勤務日数によって異なります。
社会保険等	勤務日数・時間により、加入条件にあてはまらないため、加入しません。

9 その他

①制服はありませんので、公務員としてふさわしい服装で勤務してください。

②地方公務員法上の守秘義務等の服務に関する規定が適用されます。

10 問い合わせ及び提出先

〒880-0879 宮崎市宮崎駅東1丁目6番地2

宮崎市子ども未来部親子保健課（Tel 0985-73-8200）

なお、郵便で申し込む場合は封筒の表に「会計年度任用職員 登録申込み」と朱書きし、郵送してください。